

一般国道九号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

- 1．開催日時 平成16年6月24日（木）10：00～12：00
- 2．開催場所 国土交通省会議室
- 3．議 題 一般国道九号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事の事業認定関係

4．議事要旨

国土交通大臣から付議された一般国道九号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における主要な意見は次のとおりであった。

- ・ 本件事業は、現道の状況をみれば、非常に緊急性のあるものと認められ、また、一般国道9号以外にバイパス的機能をもった自動車専用道路が建設されることは大きな効用を発揮するものと認められる。
- ・ 本件事業について、環境への影響に関する事業認定庁の判断に異議はない。ただし、起業者が出す事業認定申請書は、「得られる公共の利益」に比べて「失われる利益」の説明が十分とはいえない。事前の資料配付を含め、失われる利益について説明がもう少しあってしかるべき。
- ・ 山陰地方では思わぬところから文化財が出てくる例があるが、今回の事業

区間は、史跡指定の区域を避けるとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地については記録保存を行うことで地元の教育委員会と調整がなされている。

- この場で議論すべき内容ではないのかもしれないが、なぜ12件も未取得案件があるのか。地元対応がうまくいかなかったことが、後まで影響して審議会まであがってきたということだろう。
- 事前説明会や公聴会について、役所は形式的に済ませてしまう傾向がある。開催公告を工夫し、地元行政機関に依頼して広報するなど、わかりやすいものにしていく努力が役所側には必要ではないか。